

滝山観光検討会設置要綱

平成25年 4月24日施行

(目的)

第1条 滝山地域の観光振興に寄与する検討組織として、地域の経済活性化及び観光産業の発展等につながる新たな滝山観光の構想に向けた滝山観光検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 滝山地域の観光振興の推進に関する事
- (2) 滝山地域の経済活性化等の向上に関する事。
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要と認められる事項。

(組織体制)

第3条 検討会は、別表1に掲げる地元団体、学識経験者、その他関係団体（団体の場合、代表者1名）をもって構成する。

- 2 検討会には、互選により、会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、第1条の目的を達成するため、会議進行を担う。
- 3 会長は、正当な理由により会員が欠席する場合、当該会員の代理として当該委員会が委任状をもって委任した者を出席させることができる。
- 7 本会議は原則的に公開とする。

(遵守事項)

第5条 検討会会議中は、次の事項を守らなければならない。

- 1 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 会長が指定した会員の発言中に談論や示威的な行為を行わないこと。
- 3 会議中は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(設置期間)

第6条 検討会の設置は、平成25年4月24日から平成26年3月31日までとする。

(退会、変更)

第7条 検討会を退会もしくは会員の変更を希望する場合は、任意の書式により会長へ届け出ること、退会もしくは変更することができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、産業振興部観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成25年 4月24日から施行する。

別表 1

検討会組織

公益社団法人八王子観光協会
学識経験者
デザインアドバイザー
滝山城跡文化協会
滝山城跡群歴史と自然を守る会
加住地区町会自治会連合会
加住地区住民協議会
八王子商工会議所
東京富士美術館
道の駅八王子滝山

【事務局】

八王子市産業振興部観光課

【関係所管】

八王子市産業振興部産業政策課

八王子市産業振興部農林課

八王子市生涯学習スポーツ部文化財課

八王子市まちなみ整備部公園課

東京都西部公園緑地事務所